

UBS MSCI先進国ESG株式インデックス・ファンド

愛称:みらいゲート・先進国ESG

追加型投信/内外/株式/インデックス型



- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、**委託会社のホームページで閲覧できます。**
- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。

[委託会社](ファンドの運用の指図を行う者)

UBSアセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号

<照会先>

ホームページアドレス :<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号:03-5293-3700(営業日の9:00~17:00)

[受託会社](ファンドの財産の保管および管理を行う者)

野村信託銀行株式会社

商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	内外	株式	インデックス型	その他資産(投資信託証券(株式 一般))	年1回	グローバル(含む日本)	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他の指数(MSCI ワールド SRI ロー・カーボン・セレクト 5% イシューアー キャップド・インデックス(税引後配当込み、円換算ベース))

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

◎委託会社の情報

設立 / 1996年4月1日(ユービーエス投資顧問株式会社設立)
資本金 / 22億円(2024年3月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額 / 4,499億円(2024年3月末現在)

- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- ・当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

「UBS MSCI先進国ESG株式インデックス・ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年6月5日に関東財務局長に提出しており、2024年6月6日にその届出の効力が生じております。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、先進国の環境、社会、ガバナンスへの取り組み評価が高い企業の株式で構成されるMSCI ワールド SRI ロー・カーボン・セレクト 5% イシューアー・キャップド・インデックス(税引後配当込み、円換算ベース)*に概ね連動する投資成果を目指して運用を行います。

※MSCI ワールド SRI ロー・カーボン・セレクト 5% イシューアー・キャップド・インデックス(税引後配当込み、円換算ベース)を当ファンドのベンチマークとします。

※MSCI ワールド SRI ロー・カーボン・セレクト 5% イシューアー・キャップド・インデックス(税引後配当込み、円換算ベース)は、MSCI ワールド SRI ロー・カーボン・セレクト 5% イシューアー・キャップド・インデックス(税引後配当込み、USDベース)を委託会社において円換算したものです。

ファンドの特色

1 主として上場投資信託(UBS (LUX) ファンド・ソリューションズ MSCI ワールド・ソーシャルリー・レスポンシブル UCITS ETF*)への投資を通じて、MSCI ワールド SRI ロー・カーボン・セレクト 5% イシューアー・キャップド・インデックス(税引後配当込み、円換算ベース)に概ね連動する投資効果を目指します。

- ・ MSCI ワールド SRI ロー・カーボン・セレクト 5% イシューアー・キャップド・インデックスは、先進国の環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)の観点で評価が高い世界の企業の株式の中から、持続可能な社会構築のため特定のビジネスに関与する企業を除外し構成されています。
- ・ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行い、主にMSCI ワールド SRI ロー・カーボン・セレクト 5% イシューアー・キャップド・インデックスの構成銘柄に実質的に投資を行います。
- ・ 当ファンドは、ESGを投資銘柄選定の主要な要素としており、ETFへの投資を通じてESGを主要な要素として選定する投資銘柄の組入比率は100%とすることを目標としております。
- ・ 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。

2 主要投資対象である上場投資信託の運用はUBSアセット・マネジメント・グループが行います。

- ・ 当該インデックスとの連動性や運用の効率性等を高めるため、UBS独自のシステムを活用し各組入銘柄の比率の調整およびリスク管理を行います。
- ・ 上場投資信託の運用は、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドが行います。

[MSCI ワールド SRI ロー・カーボン・セレクト 5% イシューアー・キャップド・インデックス(税引後配当込み、円換算ベース)をベンチマークとして選定した理由]

- ・ 当指数は、各企業における環境、社会、ガバナンスに関する主要な課題に対する取り組みや二酸化炭素排出量を考慮したESG指数であること。
- ・ 構成銘柄を決定するメソッドロジーは、MSCI Inc.から公表されており、定量的なデータをもとに決定されていることから、十分な透明性があること。

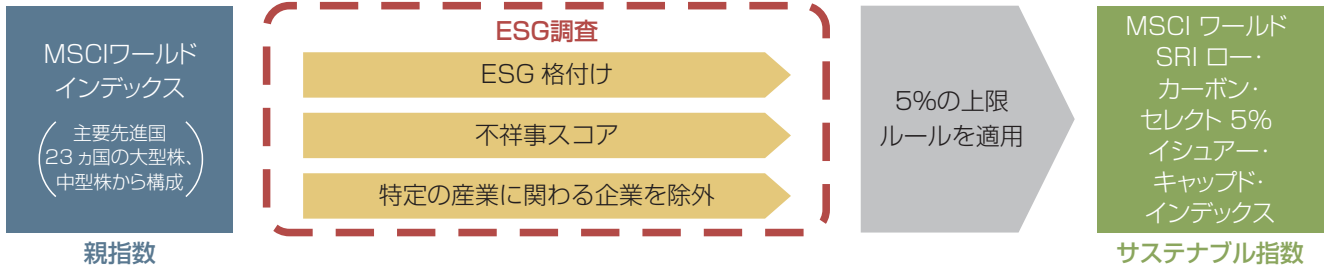
※UBS MSCI先進国ESG株式インデックス・ファンドおよびMSCI ワールド SRI ロー・カーボン・セレクト 5% イシューアー・キャップド・インデックス(税引後配当込み、円換算ベース)に関して、MSCIはスポンサーではなく、またその保証ないし販売促進もしておらず、さらに、それらファンドの責任を負うものではありません。(The funds or securities referred to herein are not sponsored, endorsed, or promoted by MSCI, and MSCI bears no liability with respect to any such funds or securities or any index on which such funds or securities are based.)

*当該ファンドについては、ファンド名称の変更が行われており、旧名称は「UBS ETF (LU) MSCI ワールド・ソーシャルリー・レスポンシブル UCITS ETF」です。(以下同じ。)

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■ MSCI ワールド SRI ロー・カーボン・セレクト 5% イシューアークャップド・インデックスとは

当ファンドのベンチマークである、MSCIワールドSRI ロー・カーボン・セレクト5% イシューアークャップド・インデックスは、先進国の環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)の観点で評価が高い世界の企業の株式の中から、持続可能な社会構築のため特定のビジネスに関与する企業を除外し構成されています。



【ESG調査の概要】

	内容	例	新規組み入れ基準	継続組み入れ基準
ESG格付け	35の重要問題について、AAA～CCCの格付けで評価。	二酸化炭素排出、労務管理、取締役構成など。	A以上	BB以上
不祥事スコア	28の項目について10～0のスコアで評価。	贈収賄、不正行為、プライバシー保護など。	4以上	1以上
主な除外産業	燃料炭・石油・ガス等の所有・掘削・精製・生産、石炭・石油・ガス火力発電、原子力発電、核兵器、非人道的兵器(生物・化学兵器等)、タバコ、アルコール、アダルト・エンターテインメント、ギャンブル、遺伝子組み換え食品等の製造、販売などに従事する企業または関連する売上げや事業の比率が一定以上を占める企業、親指数構成銘柄のうち炭素排出量上位10%の企業。			

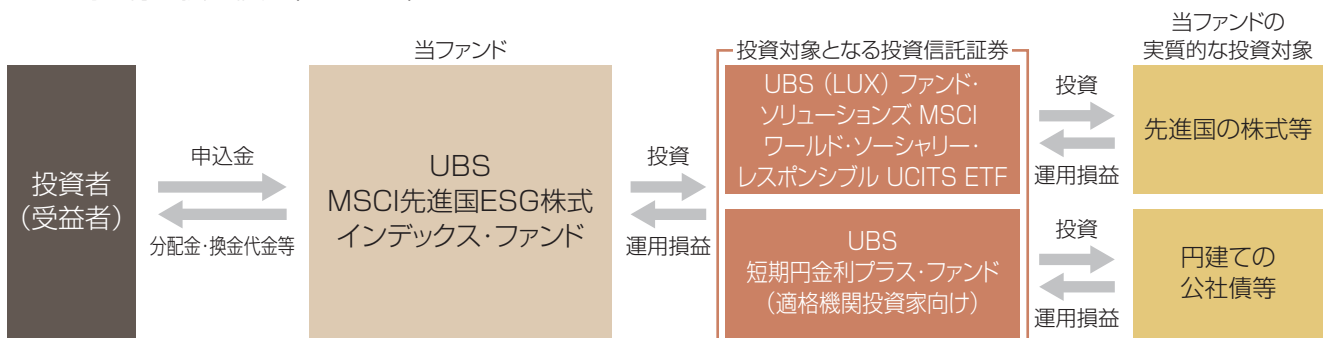
(注)MSCIなどより当社作成。MSCI各指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

◎ 当ファンドの仕組み

- ・当ファンドは、「UBS (LUX) ファンド・ソリューションズ MSCI ワールド・ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF」および「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ・UBS (LUX) ファンド・ソリューションズ MSCI ワールド・ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF(以下「指定上場投資信託」といいます。)の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。

[ファンド・オブ・ファンズについて]

ファンド・オブ・ファンズとは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託(ファンド)に投資し、運用を行う投資信託(ファンド)です。



※当ファンドの運用にあたっては、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。

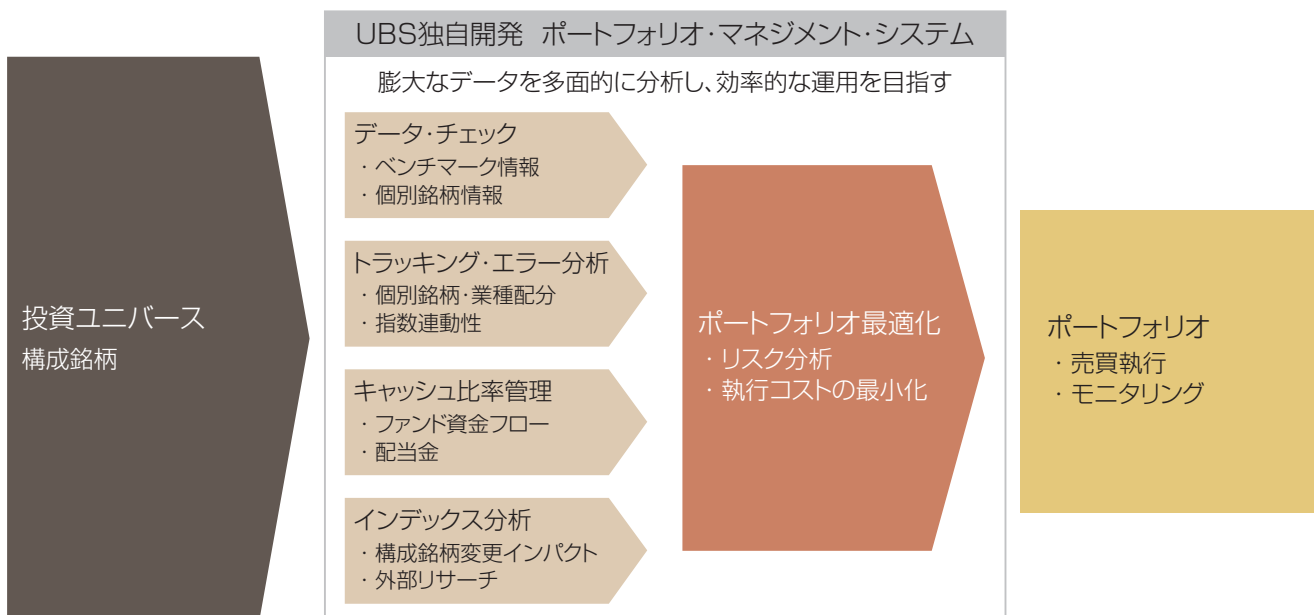
[委託先名称]: UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド(UBS Asset Management (UK) Ltd)

[委託の内容]: 有価証券等および通貨の運用

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎ 運用プロセス

厳格な運用プロセスに沿って、ポートフォリオの構築・管理を行っています。



※当ファンドが投資対象とする指定上場投資信託は、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドが運用します。上記の「運用プロセス」は、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドにおける指定上場投資信託の運用について記載しています。上記はイメージです。

2024年3月末現在

■ ファンドが投資対象とする投資信託の概要

投資信託証券の名称	UBS (LUX) ファンド・ソリューションズ MSCI ワールド・ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF
形態	ルクセンブルク籍上場投資信託
運用の基本方針	先進国の環境、社会、ガバナンスへの取り組み評価が高い企業の株式で構成される MSCI ワールド SRI ロー・カーボン・セレクト 5% イシューアード・キャップド・インデックス(税引後配当込み、USDベース)に連動することを目指します。
主な投資対象	MSCI ワールド SRI ロー・カーボン・セレクト 5% イシューアード・キャップド・インデックスを構成する企業の株式を主要投資対象とします。
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド

投資信託証券の名称	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)
形態	国内籍追加型株式投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を実質的な主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社

※上記投資信託の情報は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎ 主な投資制限

投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
株式への直接投資	行いません。
外貨建資産への投資割合	制限を設けません。
デリバティブ取引の直接利用	行いません。ただし、指定上場投資信託においてはデリバティブ取引を行う場合があります。その場合は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

◎ 分配方針

毎決算時(原則として毎年9月5日。当該日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

[当社のスチュワードシップ方針]

- ・ UBSアセット・マネジメント・グループとして、各国のスチュワードシップ・コードならびに関連規制への準拠を表明しており、当社においても日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明しています。
- ・ 企業のESGに関するパフォーマンスを分析し、特定されたリスクと機会についてエンゲージメントを行い、また一貫して議決権行使を行うことに、資産運用会社として責任を有すると考えています。投資家による積極的なオーナーシップが企業や市場全体の長期的な持続可能性と成功に貢献するものであり、効果的なスチュワードシップは、投資家と企業が直面する環境、社会、ガバナンスの問題を特定し、影響を与える機会を資産運用会社に提供すると考えています。
- ・ UBSアセット・マネジメント・グループのスチュワードシップ方針ならびに実施内容等につきましては、以下のホームページをご参照ください。
<http://japan1.ubs.com/am/pages/importance/ssc>

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 株式の価格変動リスク

・ 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

・ 信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収ができなくなることがあり、その場合には基準価額に影響を与える要因となります。

■ 流動性リスク

市場を取り巻く環境の急激な変化により市場の混乱が生じた場合等には、保有有価証券を市場実勢から期待される価格での売買ができず、損失を被るあるいは値上がり益を逸失する可能性があります。

■ 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

■ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

[当該インデックスからの乖離に関する主な留意点]

主に以下の理由からインデックスの変動率と当ファンドの基準価額の変動率が乖離する場合がございます。

- ・ 指定上場投資信託は、UBS独自のシステムを活用し各組入銘柄の比率の調整を行うため、当該インデックスの構成銘柄のすべてをインデックスの算出方法どおりに組入れないこと
- ・ 当ファンドは、流動性確保のために現金・預金等を保有すること
- ・ 当ファンドおよび指定上場投資信託では信託報酬等の管理費用、売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- ・ 当該インデックスの構成銘柄の入替えあるいは当該指数の算出方法の変更による影響

[ESGを銘柄選定の主要な要素とすることに関する留意点]

当ファンドはESG特性が相対的に劣後する銘柄や二酸化炭素排出量が相対的に多い銘柄を除外したユニバースからポートフォリオを構築しているため、株式市場全体の値動きとファンドの基準価額の値動きが大きく異なる場合があります。

[クーリング・オフ]

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

[流動性リスクに関する留意点]

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

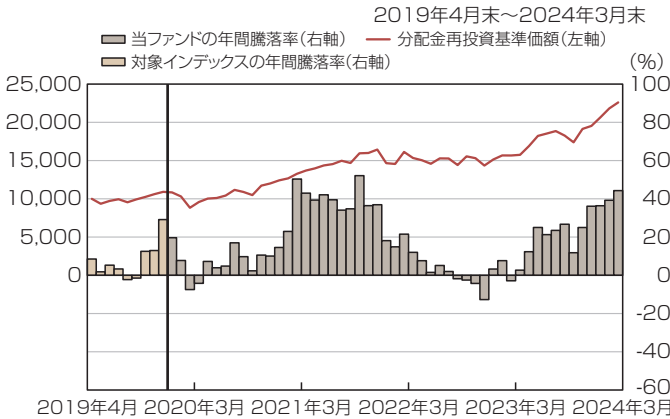
リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

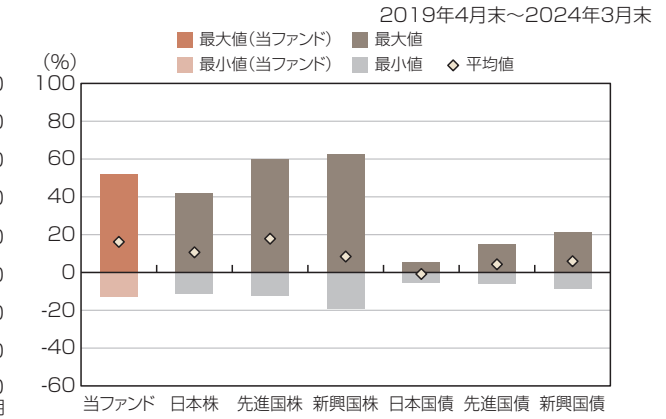


※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年4月末を10,000として指数化しております。

※年間騰落率は、2019年4月から2024年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

なお、2019年12月までは、対象インデックス(ただし、現行ベンチマークが存在していないため旧ベンチマーク(MSCI ワールド SRI 5% イシューアークキャップド・インデックス(税引後配当込み、円換算ベース))の値を使用)の騰落率を表示しております。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	52.1	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値	△ 12.7	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	16.2	10.7	17.9	8.4	△ 0.8	4.3	5.9

*上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2019年4月から2024年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

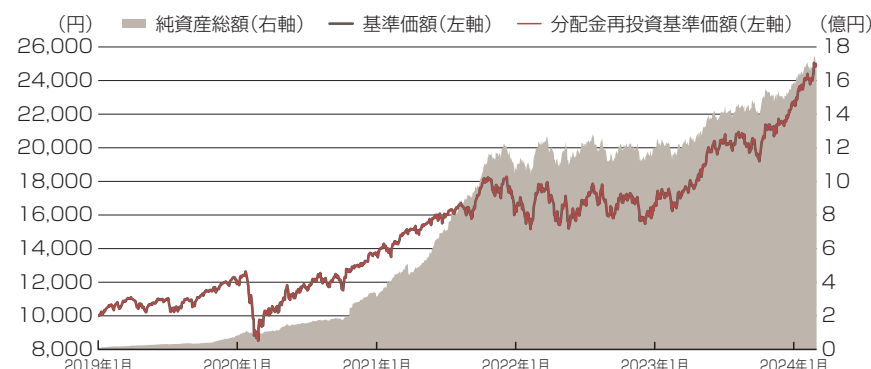
- ・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
- ・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- ・NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移 (2024年3月29日現在)



分配の推移 (1万口当たり、税引前)

2019年9月	0円
2020年9月	0円
2021年9月	0円
2022年9月	0円
2023年9月	0円
設定来累計	0円

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

主要な資産の状況 (2024年3月29日現在)

組入上位10銘柄

銘柄名	国/地域	業種	構成比
1 エヌビディア	アメリカ	情報技術	5.98%
2 マイクロソフト	アメリカ	情報技術	5.01%
3 テスラ	アメリカ	一般消費財・サービス	3.16%
4 ノボノルディスク	デンマーク	ヘルスケア	2.62%
5 ASMLホールディング	オランダ	情報技術	2.45%
6 ホーム・デポ	アメリカ	一般消費財・サービス	2.41%
7 セールスフォース・ドットコム	アメリカ	情報技術	1.84%
8 コカ・コーラ・カンパニー	アメリカ	生活必需品	1.58%
9 ペプシコ・インク	アメリカ	生活必需品	1.52%
10 アドビ	アメリカ	情報技術	1.43%

国/地域別構成比

国/地域	構成比
アメリカ	68.04%
日本	6.37%
オランダ	3.99%
デンマーク	3.48%
フランス	3.22%
その他	14.91%

業種別構成比

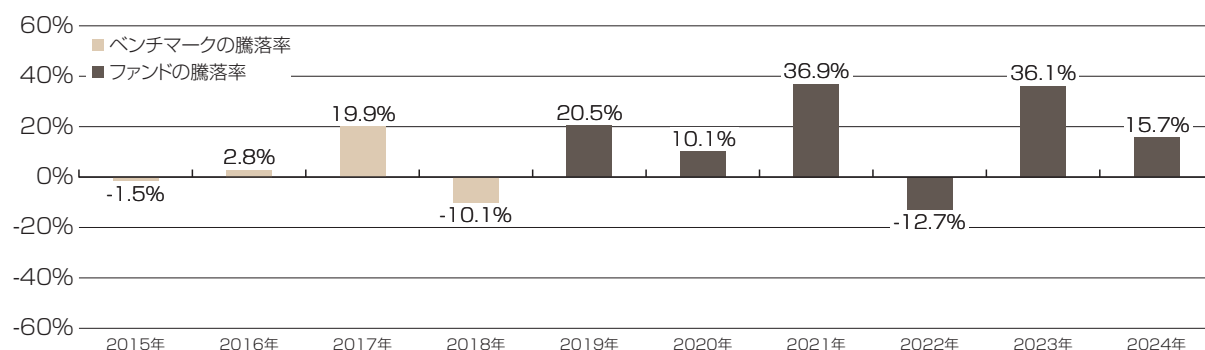
業種	構成比
情報技術	26.82%
金融	16.22%
ヘルスケア	12.88%
資本財・サービス	12.46%
一般消費財・サービス	12.05%
その他	19.59%

※国/地域別構成比、業種別構成比および組入上位10銘柄の構成比は、「UBS (LUX) ファンド・ソリューションズ MSCI ワールド・ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF」の純資産総額に占める割合です。

※業種はMSCI分類に準拠しています。

※ファンドの純資産総額に対し「UBS (LUX) ファンド・ソリューションズ MSCI ワールド・ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF」を99.42%組入れています。

年間収益率の推移 (2024年3月29日現在)



※2019年については当初設定日(2019年1月29日)から年末までの騰落率、2024年は年初から3月末までの騰落率。

※2018年以前はベンチマークの騰落率(ただし、現行ベンチマークが存在していないため旧ベンチマーク(MSCI ワールド SRI 5% イシュアール・キャップド・インデックス(税引後配当込み、円換算ベース))の値を使用)。

ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 ※2024年11月5日以降は、原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とする予定です。 販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2024年6月6日から2024年12月5日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金不可日	ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはスイス証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、もしくはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受け付けは行いません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、購入・換金申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金申込を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2019年1月29日設定)
繰上償還	信託契約締結日より1年経過後(2020年1月29日以降)に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	原則として毎年9月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時(毎年9月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
信託金の限度額	1兆円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	ありません。
換金時	信託財産留保額	ありません。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用	
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	日々の純資産総額に年率0.2145%(税抜0.195%)を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)
		委託会社 0.020%	委託した資金の運用の対価
		販売会社 0.150%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社 0.025%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価
			※当ファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。 ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
	投資対象とする 投資信託証券	ファンドの純資産総額に対して年率0.22%程度 (委託会社が試算した概算値)	
	実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して年率0.4345%程度	
その他の費用・ 手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用		
	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	
	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等	
		実費として、原則発生都度ファンドから支払われる主な費用	
	売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料	
	保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用	
		※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。	

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

【税金】

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※上記は、2024年3月末現在のものです。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2022年9月6日~2023年9月5日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.55%	0.22%	0.33%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

(注2)その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。

(注3)投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。

(注4)投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

(注5)上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

